新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第43号

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年新潟県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（貸付けの申請）
第３条　貸付けを受けようとするもの（以下「借受希望者」という。）は、貸付申請書に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
(1)　（略）
(2)　農商工等連携促進法<u>第14条第２項</u>に規定する資金の貸付けを受けようとするもの　農商工等連携促進法第５条第３項に規定する認定農商工等連携事業計画を記載した書類の写し
(3)・(4)　（略）

別表（第２条関係）
第１　経営等改善資金
<table><tr><th>種　類</th><th>借受資格を有するもの</th></tr><tr><td>政令第２条の表の第１号に掲げる資金</td><td>沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁協、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁協を除く。以下同じ。）若しくは沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従事者の数が20人以下であるものに限る。以下同じ。）又は農商工等連携促進法<u>第12条第１項</u>の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）若しくは認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第４条第２項第２号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者（以下「特定認定中小企業者」という。）若しくは６次産業化法第６条第３項に規定する認定総合化事業計画に従つて６次産業化法第５条第４項第３号に掲げる措置を行う６次産業化法第６条第３項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table></td><td>（貸付けの申請）
第３条　貸付けを受けようとするもの（以下「借受希望者」という。）は、貸付申請書に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
(1)　（略）
(2)　農商工等連携促進法<u>第13条第２項</u>に規定する資金の貸付けを受けようとするもの　農商工等連携促進法第５条第３項に規定する認定農商工等連携事業計画を記載した書類の写し
(3)・(4)　（略）

別表（第２条関係）
第１　経営等改善資金
<table><tr><th>種　類</th><th>借受資格を有するもの</th></tr><tr><td>政令第２条の表の第１号に掲げる資金</td><td>沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁協、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁協を除く。以下同じ。）若しくは沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従事者の数が20人以下であるものに限る。以下同じ。）又は農商工等連携促進法<u>第11条第１項</u>の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）若しくは認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第４条第２項第２号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者（以下「特定認定中小企業者」という。）若しくは６次産業化法第６条第３項に規定する認定総合化事業計画に従つて６次産業化法第５条第４項第３号に掲げる措置を行う６次産業化法第６条第３項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

第２・第３　（略）	第２・第３　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。